

令和2年3月26日

お客様各位

熊本県信用組合

各種預金規定等の一部改正のお知らせ

当組合は、平成30年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた対応、及び、令和2年4月1日に施行される民法改正を踏まえ、預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

上記の変更に伴い、以下のとおり預金規定等を改定いたします。

記

1. 対象となる預金規定等

※改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

《流動性預金》

- ◇ 普通・総合口座預金規定集
(普通預金規定・無利息普通預金規定・総合口座取引規定)
- ◇ 貯蓄預金規定
- ◇ 納税準備預金規定
- ◇ 通知預金規定
- ◇ 当座勘定規定(一般用)

《定期性預金》

- ◇ 自動継続期日指定定期預金規定
- ◇ スーパー定期預金規定集（以下4つの規定を含みます）
 - スーパー定期（単利型）・自由金利型定期預金規定（M型）
 - スーパー定期（複利型）・自由金利型定期預金規定（M型）
 - 自動継続スーパー定期（単利型）・自動継続自由金利型定期預金規定（M型）
 - 自動継続スーパー定期（複利型）・自動継続自由金利型定期預金規定（M型）
- ◇ 自由金利型大口定期預金規定
- ◇ 自動継続自由金利型大口定期預金規定
- ◇ 自動継続変動金利定期預金規定（単利型）
- ◇ 自動継続変動金利定期預金規定（複利型）
- ◇ 積立定期預金規定
- ◇ 定期積金規定

《その他》

- ◇ 振込規定
- ◇ 定額自動送金サービス規定
- ◇ デビットカード取引規定

2. 規定適用開始時期

令和2年3月27日（金）

3. 主な改定内容

- （1）「解約」等の条項にマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加
- （2）「預金の払戻し」等に相続開始後の預金払戻しに関する条項を追加
- （3）「取引の制限」条項を新設
- （4）「成年後見人等の届出」の条項に関する変更
- （5）「規定の変更」に関する条項の新設

※ 改定の内容の詳細については、新旧対照表をご参照ください

以上

新旧対照表

1. 普通・総合口座預金規定集

普通預金規定

改定前	改定後
<p>1 (取扱店の範囲) この預金は、当店のほか当組合本支店の<u>オンライン取扱店</u>のどこの店舗でも預入れ又は払戻しができます。<u>ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押なつされた印影と届出の印鑑との照合手続きを受けたものにかぎります。</u></p> <p>2 (証券類の受入れ) (省略)</p> <p>3 (振込金の受入れ) (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 (追加)</p> <p>(2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> <p>4 (受入証券類の決済、不渡り) (省略)</p> <p>5 (預金の払戻し) (1)～(3)(省略) (追加)</p> <p>6 (利息) (省略)</p> <p>7 (届出事項の変更、通帳の再発行)</p>	<p>1 (取扱店の範囲) この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れ又は払戻しができます。 (削除)</p> <p>2 (証券類の受入れ) (同左)</p> <p>3 (振込金の受入れ) (1) この預金口座には、為替による振込金も受入れます。<u>ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</u> (2) 前項にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金<u>の受入れをせず、資金を振込人に返却します。</u>また、この預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金は、入金<u>の受入れをせず、資金を振込人に返却します。</u> (3) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> <p>4 (受入証券類の決済、不渡り) (同左)</p> <p>5 (預金の払戻し) (1)～(3)(同左) (4) 前(1)、(2)項にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意(遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ)による払戻し請求でなければ払戻しできません。<u>ただし、法令に別段の定めがある場合等にはこの限りではありません。</u></p> <p>6 (利息) (同左)</p> <p>7 (届出事項の変更、通帳の再発行)</p>

<p>(1)この通帳や印章を失ったとき、又は、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、(追加)当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) この通帳や印章を失ったとき、又は、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>この通帳を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。</u></p>
<p>8 (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。(追加)</p> <p>(2)～(5)(省略)</p>	<p>8 (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに<u>補助人・保佐人・後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p>
<p>9 (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(追加)</p>	<p>9 (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p><u>また、払戻請求者等が請求等の権限があると当組合が過失なく判断して行った取扱いは、有効な取扱とします。</u></p>
<p>10 (譲渡、質入れ等の禁止)(省略)</p>	<p>10 (譲渡、質入れ等の禁止)(同左)</p>
<p>11 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この普通預金は、第12条第5項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第5項第1号、第2号アからカ又は第3号アからオの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p>11 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この普通預金は、第13条第5項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第5項第1号、第2号アからカ又は第3号アからオの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
	<p>12(取引の制限等)</p> <p><u>(1)当組合は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を</u></p>

<p>12 (解約)</p> <p>(1)この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。(追加)</p> <p>(省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合 (追加)</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>13 (通知等)</p> <p>(省略)</p> <p>14 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>	<p>制限する場合があります。</p> <p><u>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p><u>(4)1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(5)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u></p> <p>13 (解約)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳及びお届け印を持参のうえ、当店又は他の店舗に申出てください。ただし、一部の口座においては取引店以外でお取り扱いできない場合があります。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>④ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>14 (通知等)</p> <p>(同左)</p> <p>15 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p>
--	--

<p>(省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(同左)</p> <p>16 (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづいて、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。</u></p> <p><u>(3) 前2項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
-------------------------	--

※普通預金規定以外の要求払預金においても、同様の改定を行います。

2. スーパー定期預金規定集(スーパー定期(単利型)・自由金利型定期預金規定(M型))

改定前	改定後
<p>1 (預金の支払時期)</p> <p>(省略)</p> <p>2 (証券類の受入れ)</p> <p>(省略)</p> <p>3 (利息)</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p><u>(3)当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、・・・</u></p> <p>(4)(省略)</p> <p>4 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第5条第2項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号、第2号アからカまたは第3号アからオの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p>1 (預金の支払時期)</p> <p>(同左)</p> <p>2 (証券類の受入れ)</p> <p>(同左)</p> <p>3 (利息)</p> <p>(1)～(2)(同左)</p> <p><u>(3)この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第4項もしくは第5項の規定により解約する場合には・・・</u></p> <p>(4)(同左)</p> <p>4 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第6条第5項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第5項第1号、第2号アからカまたは第3号アからオの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>5 (取引の制限等)</p> <p><u>(1)当組合は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場</u></p>

<p>5 (預金の解約、書替継続)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(1)</u>この預金を解約または書替継続するときは、証書または通帳を持参のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して<u>当店</u>に提出してください。</p> <p>(追加)</p>	<p>合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p><u>(2)</u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p><u>(3)</u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p> <p><u>(4)</u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るとします。<u>当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。</u></p> <p>6 (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1)</u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p><u>(2)</u>この預金を解約または書替継続するときは、証書または通帳を持参のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して<u>当店又は他の店舗</u>に提出してください。<u>ただし、一部の口座においては取引店以外でお取り扱いできない場合もあります。</u></p> <p><u>(3)</u>前(1)、(2)項にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意(遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ)による払戻し請求でなければ払戻しできません。<u>ただし、法令に別段の定めがある場合等にはこの限りではありません。</u></p> <p><u>(4)</u>次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによ</p>
---	--

<p>(2) (省略)</p> <p>6 (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1)この証書(または通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(追加)</p> <p>7 (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>8 (印鑑照合)</p> <p>この預金の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p><u>りこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p><u>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p><u>②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合</u></p> <p><u>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(5) (同左)</p> <p>7 (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1)この証書(または通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p><u>(3)証書(または通帳)を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。</u></p> <p>8 (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに<u>補助人・保佐人・後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>9 (印鑑照合)</p> <p>この預金の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>
--	---

<p>(追加)</p> <p>9 (譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p>10 (中間利息定期預金) (1)～(2)(省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書または通帳を持参のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。(追加)</p> <p>③ (省略)</p> <p>11 (保険事故発生時における預金者からの相殺) (省略) (追加)</p>	<p><u>また、払戻請求者等が請求等の権限があると当組合が過失なく判断して行った取扱いは、有効な取扱いとします。</u></p> <p>10 (譲渡、質入れの禁止) (同左)</p> <p>11 (中間利息定期預金) (1)～(2)(同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書または通帳を持参のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店又は他の店舗に提出してください。ただし、一部の口座においては取引店以外ではお取り扱いできない場合もあります。</p> <p>④ (同左)</p> <p>12 (保険事故発生時における預金者からの相殺) (同左) (追加)</p> <p>13 (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづいて、変更できるものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。 (3) 前2項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
---	---

※自由金利型定期預金規定(M型)スーパー定期(単利型)規定以外の定期性預金においても、同様の改定を行います。

3. 振込規定

改定前	改定後
(新設)	<p>14【規定の変更】 (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづいて、変更できるものとします。</u></p>

改定前	改定後
	<p>(2) <u>前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。</u></p> <p>(3) <u>前2項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

※振込規定以外のその他規定においても、同様の改定を行います。

4. 改定後預金規定等

改定後の預金規定等の全文につきましては、当ホームページの預金規定集等をご覧ください。